

【本省水管理・国土保全局通知】平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところである。

このうちソフト対策としては、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しており、市町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援する。

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

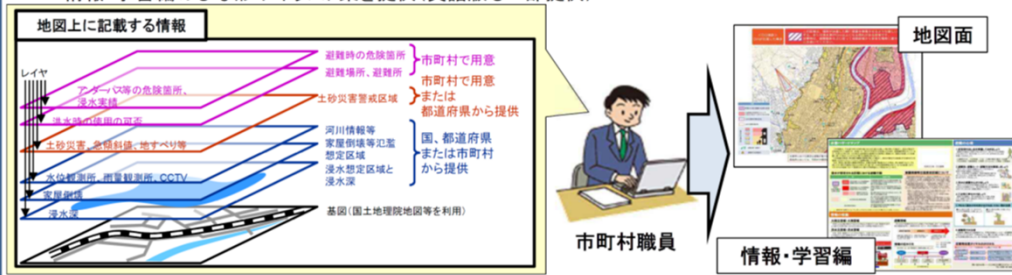
・水害ハザードマップを作成及び利活用する際の参考となるよう、作成にあたっての考え方や推奨される事例等を記載。国土交通省HPより入手可能。

2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

・市区町村職員が容易に作成できることを目的としたツール。
・水害ハザードマップ作成支援ツールおよび操作方法を紹介した動画を国土交通省HPで公開(www.mlit.go.jp/river/basicinfo/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html)。

水害ハザードマップ作成支援ツールの概要

- ✓ 国や県、市町村から提供される浸水想定区域図を地図上に反映
- ✓ 避難場所、地下街等、要配慮者施設等の名称・位置を入力することで、地図上に反映
- ✓ 「早期の立退き避難が必要な区域」や危険なアンダーパス等の情報も同様に地図上に反映
- ✓ 上記内容や凡例等を地理院地図へ重ね合わせた水害ハザードマップの地図面をファイルに出力
- ✓ 情報・学習編のひな形やイラスト集を提供（英語版も一部提供）



2. 防災・安全交付金について

洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置は、平成29年度より「効果促進事業」の交付対象となっている。また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっている。

3. 洪水浸水想定区域等のデータ提供

国土交通省では、災害時における情報収集及び共有等を目的にハザードマップポータルサイト、統合災害情報システム(DiMAPS)、地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)、国土数値情報ダウンロードサービスを運用している。津波・洪水・高潮の各浸水想定区域指定に関するデータについて各システムへの登録作業を進めているところであるが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、データ提供をいただきたい。

関川・姫川直轄区間においては、関係3市が平成30年度までにL2対応の洪水ハザードマップを策定済。また、本協議会では、書面開催による第6回協議会(令和2年5月～6月)にて洪水ハザードマップの取組促進等を目的とした「マイタイムラインに関する新たな取組」を追加。

国 水 環 防 第 2 7 号
令和 2 年 3 月 2 5 日

都道府県
水防担当課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号等による災害の発生を踏まえ、重要インフラの緊急点検を実施し、その結果を踏まえた3か年緊急対策に取り組んでいるところです。

このうちソフト対策として、災害時に命を守るために必要なリスク情報の周知として、想定最大規模の降雨に対応した洪水ハザードマップの作成を促進しています。

国管理河川における想定最大規模の降雨に対応した洪水浸水想定区域の指定については、全ての河川において指定済みになっており、都道府県管理河川における洪水浸水想定区域についても、令和2年度末には、概ね完了する見込みとなっております。

つきましては、貴管内関係部局が連携し、貴職における大規模氾濫減災協議会等の場を活用するなどして、下記のとおり、管内の市区町村が洪水ハザードマップを早期に作成し、公表できるよう支援願います。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

記

1. 水害ハザードマップ作成の手引きの周知について

本手引きは、平成27年9月関東・東北豪雨においては、氾濫域に多数の住民が取り残され救助されるなど、ハザードマップが作成・配布されていても見ていなかったという状況や一般的なハザードマップに記載されている浸水深・避難場所等の情報だけでは住民等の避難行動に結びつかなかった状況も見られ、ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、有識者の方々より意見を伺い、従来、洪水、内水、高潮・津波に分かれていた各ハザードマップ作成の手引きを統合・改定した「水害ハザードマップ作成の

手引き」を作成していますので管内の市区町村へ周知願います。

2. 水害ハザードマップ作成支援ツールについて

本ツールは、必要最低限の情報を含んだ水害ハザードマップを、市区町村職員が直営で容易に作成できることを目的としたツールであり、特に小規模自治体等の負担軽減を図ったものです。本ツールの紹介動画を作成したことから、本ツール周知と合わせご活用ください。

＜ハザードマップ作成支援ツール操作紹介動画＞

http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/index.html

3. 防災・安全交付金について

想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成や避難訓練、まちごとまるごとハザードマップの取組による災害関連標識の設置にあたっては、防災・安全交付金で河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の交付対象としていますが、平成29年度からは、「効果促進事業」の交付対象を事業計画で定められた流域内で実施するソフト対策になっていますので周知願います。

また、想定最大降雨に対応した洪水ハザードマップの作成にあたっては、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、令和2年度予算の臨時・特別の措置となっていますので、遺漏なきよう周知願います。

4. 洪水浸水想定区域等のデータ提供について

国土交通省では、様々な災害リスク情報を簡便に入手できる環境の整備、災害時における情報収集や防災関係機関との情報共有等を目的として、「ハザードマップポータルサイト」、「統合災害情報システム（DiMAPS）」、「地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）」及び「国土数値情報ダウンロードサービス」以下、「各種システム」）を運用しています。

各種システム情報の原典データとして、津波・洪水・高潮の各種浸水想定区域指定に関するGISデータについて、順次、各種システムへの登録作業を進めているところですが、新規の区域指定や区域指定の見直し等があった場合は、引き続き、各種システムへ登録できるようデータ提供をお願いします。